

## ○行政改革推進本部（平成25年1月29日閣議決定）【別添1】

第1回会合 1月29日（火）10:15～10:20

本部長である安倍内閣総理大臣から以下のとおり発言があった。

- ・ この本部を中心として行政改革を進めるとともに、本部の下に「行政改革推進会議」を設け、国、地方、民間の役割分担の再検討や業務見直しの徹底など、幅広いテーマに取り組んでいく。当面は、独立行政法人改革、特別会計改革、無駄の撲滅という3つの分野を中心に取り組んでいく。

（第1回議事要旨から抜粋）



## ○行政改革推進会議（平成25年1月29日行政改革推進本部決定）【別添2】

第1回会合 2月27日（水）17:15～17:55

（安倍内閣総理大臣）

- ・ 今後、国、地方、民間の役割分担の再検討や業務見直しの徹底など、幅広いテーマに取り組んでいくこととし、当面は、無駄の撲滅、特別会計改革、独立行政法人改革という3つの分野を中心に、具体的な検討を行っていく。

（第1回議事要旨から抜粋）



## ◇稲田行政改革担当大臣記者会見要旨（平成25年2月26日）

「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」の立ち上げについてですが、行政改革推進会議における当面のテーマの一つである独法改革については、専門的かつ実務的な検討を要するため、寺田副大臣のもとに独立行政法人改革に関する有識者懇談会を立ち上げ、検討を進めることにいたしました。…独法改革の今後の進め方については、本懇談会での検討状況を踏まえつつ、行政改革推進会議に御報告して御議論いただいた後、当推進会議において方針の取りまとめを行いたいと考えております。（会見要旨から抜粋）



## ○独立行政法人改革に関する有識者懇談会【別添3】

- ・ 第1回会合（2月28日（木）17:00～18:30）  
独立行政法人改革のこれまでの経緯と現状 等
- ・ 第2回会合（3月12日（火）9:30～11:30）  
検討①（組織規律）、検討②（目標評価）  
→ 引き続き、第3回以降を開催予定

※ その他、自民党行政改革推進本部等においても独法改革を検討中

行政改革推進本部の設置について

〔平成 25 年 1 月 29 日  
閣 議 決 定〕

- 1 国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進することを目的として、内閣に行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。  
  
本 部 長 内閣総理大臣  
本部長代理 副総理  
副 本 部 長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣  
本 部 員 他の全ての国務大臣
- 3 本部に本部長補佐を置き、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 4 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

行政改革推進会議の開催について

〔平成 25 年 1 月 29 日〕  
行政改革推進本部決定

- 1 行政改革推進本部の下、行政改革に関する重要事項の調査審議等を実施するため、行政改革推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。
  - 議 長 内閣総理大臣
  - 議長代理 副総理
  - 副 議 長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
  - 構 成 員 内閣総理大臣が指名する国務大臣及び行政改革に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者
- 3 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 行政改革推進会議 名簿

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	稲田 朋美	行政改革担当大臣
	菅 義偉	内閣官房長官
	新藤 義孝	総務大臣
構成員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
	加藤 淳子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社取締役会長
	田中 弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	畠中 誠二郎	中央大学総合政策学部教授
	森田 朗	学習院大学法学部教授
	渡 文明	J Xホールディングス株式会社相談役

(構成員については、五十音順)

(別添3)

独立行政法人改革に関する有識者懇談会の設置について

平成 25 年 2 月 28 日

1. 独立行政法人改革に関する専門的かつ実務的な検討を行うため、内閣府副大臣の下に、「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。
2. 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
3. 座長は、構成員の中から、互選により選出する。
4. 座長代理は、構成員の中から、座長が指名する。
5. 懇談会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 懇談会の議事概要を公表する。
7. 前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要なことは、座長が定める。
8. 懇談会の庶務は、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

(別紙)

独立行政法人改革に関する有識者懇談会 構成員

有信 睦弘	東京大学監事
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授
岡本 義朗	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター
梶川 融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
樫谷 隆夫	公認会計士・税理士
小林 直人	早稲田大学研究戦略センター副所長・教授
田淵 雪子	行政経営コンサルタント
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
中里 透	上智大学経済学部准教授
永里 善彦	株式会社旭リサーチセンター相談役
林田 晃雄	読売新聞東京本社論説委員
山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授

(五十音順)